

「市民活動の推進」と  
「市民と行政の協働の促進」に  
関する指針（改定版）  
概要版

【担当】

〒330-0055

さいたま市浦和区東高砂町11番1号コムナーレ9階

さいたま市 市民局 市民生活部 市民協働推進課 協働係

電 話 048-813-6404

FAX 048-887-0164

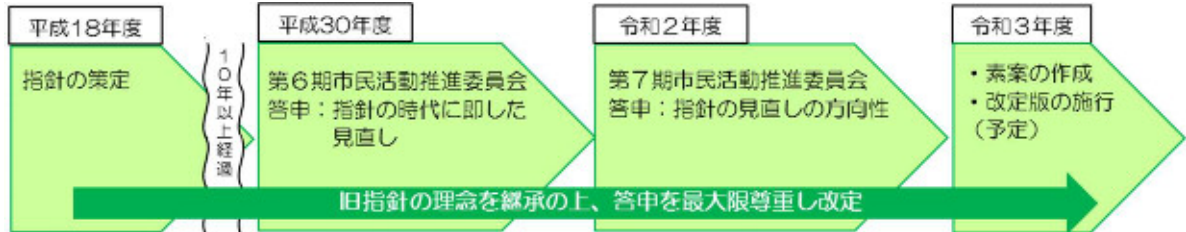
※市内からご意見を送付される際は、フリーダイヤル

0120-310448をご利用ください。

# 1. 指針の改定にあたり(P1-4)

## (1)改訂の経緯( I -1 指針の改定)

- ・市民活動推進委員会の答申を受けて、『「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針』を改定します。

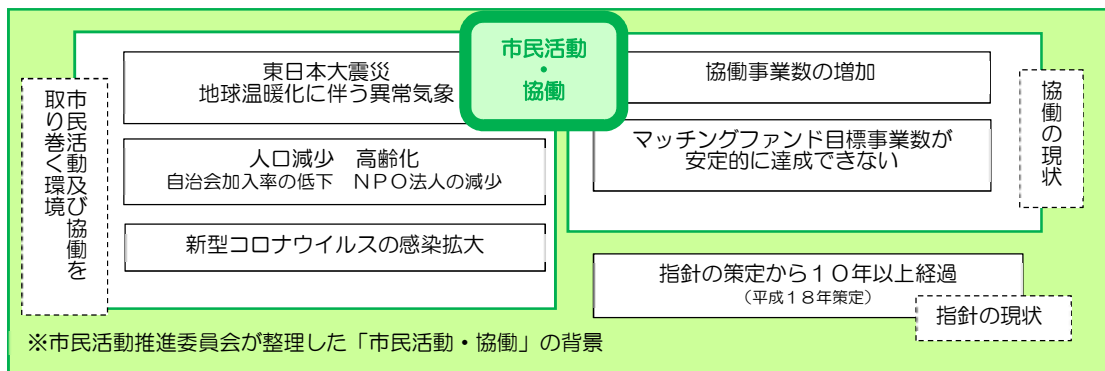


## (2)指針の目的( I -3 指針改定の背景)

- ・「持続可能な地域社会」の構築を「協働によるまちづくり」により目指します。

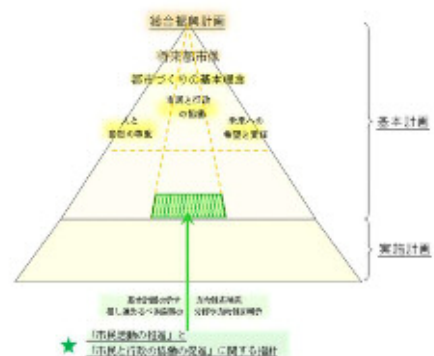
## (3)指針改定の背景( I -2 指針改定の背景)

- ・指針の策定から今日まで、私たちの思考や行動様式に変容を迫る様々な変化が起きました。そのため、時代に即した本市の基本的な考え方(指針)を明示するため改定します。



## (4)指針の位置づけ( I -3 指針の位置づけ)

- ・本指針は、総合振興計画を上位計画とします。
- ・総合振興計画に対して、基本計画の示す方向性を補完します。



## (5)改定前後の変更点( I -3 指針の位置づけ)

- ・指針(改定版)では、総合振興計画に対して、基本計画の示す方向性を補完するものとして、具体的な対応策ではなく、課題に対する対応の方向性を示します。

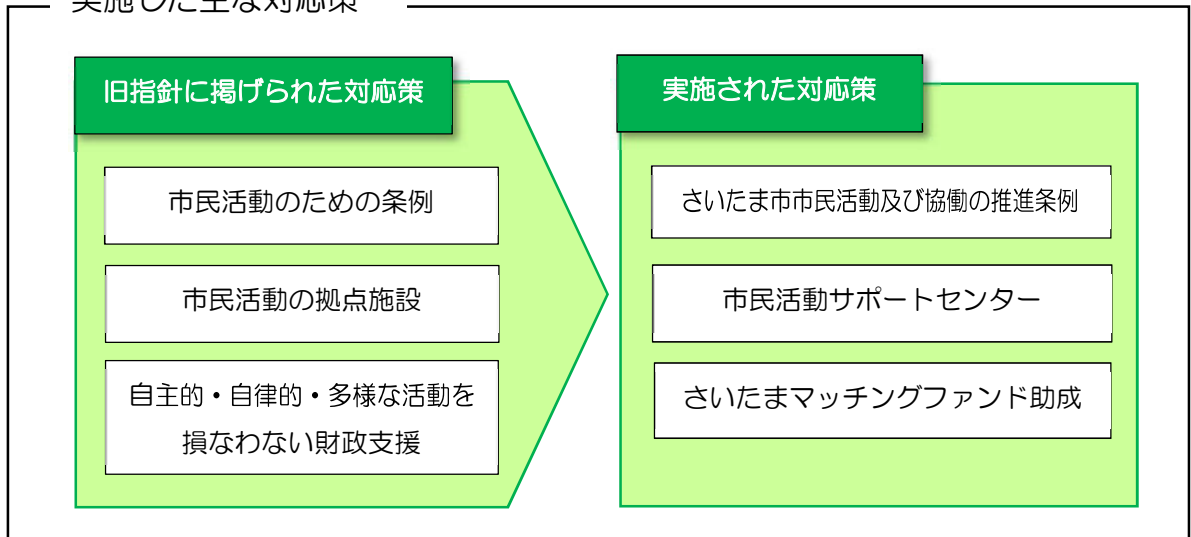


## 2. 指針の評価と今後の課題(P5-6)

### (1)旧指針の評価(I-4 指針の評価と今後の課題)

- ・旧指針で掲げた課題に対する対応策の実施率は 89.8%です。実施した主な対応策は次のとおりです。

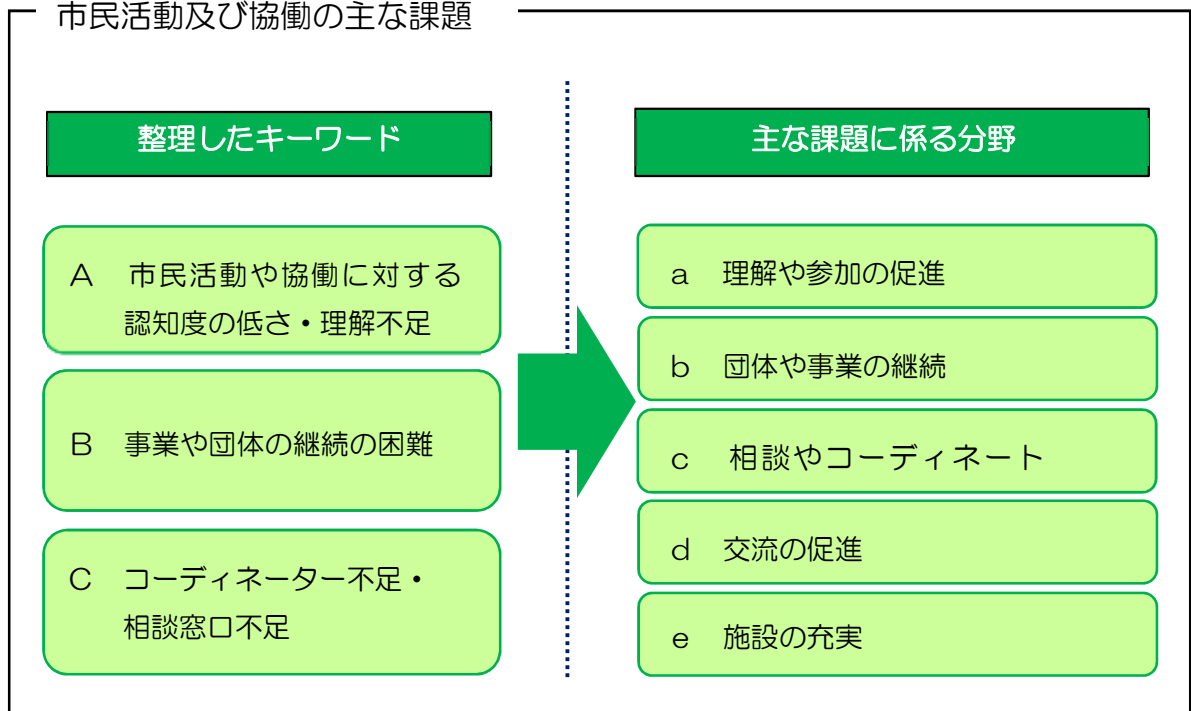
#### 実施した主な対応策



### (2)市民活動及び協働の課題(I-4 指針の評価と今後の課題)

- ・様々な取組を行ってきたことで、協働事業数の増加といった一定の成果が表れています。
- ・一方、市民活動や協働が市民に広まり、市民活動のポテンシャルが十分に発揮できているとはいきれない現状があります。
- ・指針（改定版）において整理した「市民活動及び協働の主な課題」は次のとおりです。

#### 市民活動及び協働の主な課題



### 3. 今後の取組の方向性(P9-29)

(Ⅱ-1 市民活動及び協働を進めるべき方向性・Ⅱ-2 課題に対する対応の方向性)

・指針（改定版）において整理した課題に対する対応の方向性は次のとおりです。

主な課題に係る分野		対応の方向性及び指針の頁		主な取組例			
a	(1) 市民活動及び協働の 理解や参加の促進	① 理解の促進	①-1 理解しやすい広報	P14	市民活動及び協働の情報を一元的に集約する窓口の実現		
			①-2 効果的な情報発信	P14			
			①-3 市民が触れることができる機会の設定	P15			
		② 参加の促進	②-1 団体の活動目的や活動内容の明確化・透明化	P16	団体の日常的な活動映像等を用いて行うウェブ広報の支援		
			②-2 市民活動へ参加する機会の提供	P17			
			②-3 参加モチベーションの向上	P17			
b	(2) 市民活動及び協働の 団体や事業の継続	① 担い手育成	①-1 参加者の負担の軽減	P19	市民が緩やかに参加できる関わりを許容する活動の支援		
			①-2 活動の対価	P19			
		② 行政職員の意識向上	②-1 行政職員への効果的な研修	P20			
			②-2 行政の組織体制や人事制度の見直し	P21			
		③ 資金の調達		P22	時代に即した資金調達の手法と手段の多様化を学ぶセミナー等の実施		
		④ 事業化や事業の安定化	④-1 事業の実現及び安定化	P23			
			④-2 協働事業のイメージの向上	P24			
			④-3 協働の手法等の周知	P25			
		c ・ d	(3) 市民活動及び協働の 相談やコーディネート の充実及び交流の 促進	① 相談やコーディネート		P25	様々な立場からの相談に対応できる体制の充実
				② 多様な主体の交流の促進	②-1 多様な主体と交流することの意義の明確化と周知	P27	
②-2 交流の在り方	P28						
②-3 協働の主体	P29				多様な主体の協働による相乗効果を生み出すため、協働の主体の再検討		
e	(4) 市民活動及び協働の 更なる促進と支援の ために			① 施設の充実		P29	市民活動サポートセンターの利用者懇談会及び運営協議会等を通じたニーズの把握、要望の実現、課題の解消